

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定(努力義務)。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・世界の食料廃棄量は、年間13億トンと推計。
- ・我が国は、食料の多くを輸入に依存(食料自給率(カロリーベース):37%(平成30年度))。
- ・まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用することが重要。
- ・地方公共団体の財政支出や家計負担の軽減、CO₂排出量の削減等も期待。

2 我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量は、年間643万トン(平成28年度)。このうち、事業系は352万トン、家庭系は291万トンと推計。

3 基本的な方向

- ・国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

消費者、農林漁業者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の主体別に求められる役割と行動。例えば、

【消費者】食品ロスの削減の必要性等について理解を深め、日々の生活から排出される食品ロスの抑制に努めること。

具体的には、買い物の前に家にある食材をチェックし、使いきれ的分だけ購入。食品の適切な保存。家・外食店での食べきり。外食で料理が残った場合は自己責任で持ち帰り。食べきり協力店等、積極的な取組を行っている事業者の利用。

【農林漁業者・食品関連事業者】事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めること。

具体的には、規格外農産物の有効活用。納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長等の商慣習の見直し。季節商品の予約販売等需要に応じた販売。外食店での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」 骨子案②

2 基本的施策

- ・ 国においては、以下に取り組み、食品の生産から加工、流通、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・ 地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・ 消費者への食品ロスに係る正しい知識の普及。
- ・ 食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭における削減のため具体的な取組を推進。
- ・ 「外出時のおいしく「食べきり」ガイド」による外出時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発を一層推進。
- ・ 食品ロス削減月間(10月)に社会的な機運を高める取組を実施。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・ 商慣習の見直しなど食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロス削減のための取組を推進。
- ・ 小盛りメニューの導入など外食産業における食品ロス削減事例や、持ち帰りの留意事項等を普及。
- ・ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化等を通じて食品ロス削減を推進。

(3) 表彰

- ・ 取組の重要性が国民に広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・ 食品ロスの発生量の推計、発生要因の分析を実施。
- ・ 効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・ 先進的な取組や優良事例を収集し、広く国民に提供。若者による積極的な取組に配慮。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・ 食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングやフードドライブを含めた関係者相互の連携のための取組等を支援。
- ・ フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・ 食品の提供等に伴う責任の在り方に関する諸外国の事例調査。

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・ 国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・ 地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・ 地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関連施策の連携を深めることなどが重要。
- ・ 食品ロスの発生実態や削減に向けた取組の現状、課題を把握し、その結果に基づき、推進計画を策定。
- ・ 地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・ 推進計画の策定後は、定期的に取り組を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・ 国は、地方公共団体が推進計画の策定に伴って生じる負担が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・ 関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本法」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・ 施策の実施状況について、適切に点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策を見直し。
- ・ 社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。